

仕 様 書

- 1 業務名
広島市立大学 植栽の保守管理及び除草業務
- 2 業務場所
安佐南区大塚東三丁目（広島市立大学）
- 3 業務目的
本業務は、広島市立大学構内植栽等の保守管理等を行い、環境の整備を図ることを目的とする。

4 業務範囲

区 分	実施場所	数量・回数等
植栽の保守管理	別紙1-1 (㉑、㉒を除く。)及びクラブハウスからトラック&フィールド間の階段植栽	別紙2及び別紙3 のとおり
除草業務	別紙1-1 (㉓、㉔、㉕を除く)、別紙1-2及び別紙1-3	

5 業務内容

(1) 樹木の剪定

高木のせん定については、設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるように見本せん定を行い、甲が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。

(2) 芝刈込及び選択性除草剤散布

ア 芝刈込

作業は、土・日曜日及び休日(平日は朝9時まで、又は18時以降であれば実施可能とする。)に実施すること。

イ 選択性除草剤散布

(ア) 別紙1-1㉖については、別紙3に基づき芝生用の選択性除草剤の散布を実施すること。

(イ) 除草剤を散布して1～2日以内に降雨の可能性がある場合は作業を実施しないものとする。

(ロ) 使用する除草剤は、甲・乙協議して決定するものとする。

(3) 病虫害駆除

オルトラン、スミチオン及びティプレックスの同等品以上で、樹木に最も適したものを使用することとし、樹木への薬害が発生しないよう濃度を適正に管理すること。

(4) 施肥

ア 高木には、複合ウッドエース(23.2.0)同等品以上のものを1本につき根元に180g程度ずつ3か所に埋め込むものとする。

イ 低・中木には、油カスを100㎡につき20kg株元に散布するものとする。樹木への散布の際に枝葉等に直接肥料が接触しないように注意すること。

ウ 芝生には、サッチ除去に係る薬剤(スーパーグリーンフード又はイデコンポG同等品以上)を散布し、芝生育成に努めること。

なお、サッチ除去に係る薬剤の散布は、別紙1-1㉗についてのみを対象範囲とする。

(5) 除草

- ア 草刈機(肩掛式)及び人力除草(抜取を含む)により行うこと。既存植物の根が浮き上がった場合には、適宜、よく抑えて植え直すなどすること。
- イ 除草後は清掃等を実施し、凹凸のないように均しを行うこと。
 - (ア) 刈りむらのないように均一に刈り込み、刈り残しがないようにすること。
 - (イ) 樹木や施設などにかからんでいる蔓性雑草も除去すること。
 - (ウ) 樹木、株物及び柵などを損傷しないように注意すること。
 - (エ) 草刈機(肩掛式・ロータリー式)を使用する場合は、周囲に小石など飛散しないように注意し、必要に応じて対策を講じるものとする。
 - (オ) 除草は別紙1-1、別紙1-2、別紙2及び別紙3をもとに実施場所や実施時期を甲と協議して行い、機械作業又は人力作業を実施した時期や場所等を報告すること。
 - (カ) 除草したものは、別紙1-1及び別紙1-3の外周道路棟周辺部などを除き、残置とする。(撤去した草は、大学指定場所へ移動又は処分を行う。)

(6) 巡回管理等

- ア 薬剤散布や施肥の方法等について、十分検討し実施方法及び範囲等について報告すること。
- イ 巡回及び剪定等の業務中に、病害虫対策が必要な箇所が見つかった場合には、甲に報告すること。
- ウ 業務実施場所内にある倒木危険樹木は、別途契約により剪定を行う計画である。伐採候補の選定を行い、対象樹木の有無及び本数等を報告すること。
- エ 倒木危険樹木判定は次のとおりとする。
 - (ア) 樹幹や根株の損傷、腐朽が末期的症状になるまで進み、そのため健全部が少なく、倒伏の危険性がかかなり高くなっているものを、樹木の形や衰退度なども考慮して、かなり危険樹木とする。
 - (イ) 損傷が幹周の1/2程度の広がり、もしくは幹径の1/2程度の深さである。
 - (ウ) 腐朽が幹周の1/2以上の広がり、末期腐朽状態である。
 - (エ) 地下部の根系全体が末期腐朽状態で放置すれば倒木の危険性がある。

6 業務にあたっての留意事項

- (1) 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないように注意して行い、本業務の実施によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は環境保全に十分留意し、適正に処分を行うこと。また、燃料や農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- (2) 乙は、業務の実施にあたっては、甲と事前に協議し、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。特に、騒音の発生が著しい機器等を使用する作業は原則、授業を行わない日に実施するものとする。
- (3) 作業の実施にあたっては、作業員の安全を確保するため、ヘルメットの着用、安全帯の着用、高所作業車の使用等の適切な安全対策を講じ、高さが2メートル以上の箇所で行う場合は、安全対策として遵守する事項を明記した安全管理届を提出すること。
- (4) いかなる場合においても、芝生部分には車両の乗入れを禁止するものとする。
- (5) 病害虫駆除(薬剤散布等)は、晴天で風のない日を選んで実施するものとする。
- (6) 病害サッチ除去に係る薬剤の散布は、選択性除草剤の散布から2週間程度以上、期間をあけてから実施するものとする。
- (7) 作業中は、車両や作業員のヘルメットに受注者の会社名等を表示するものとする。また、大学構内へ車両を乗り入れる場合は、通行許可証の交付を受け、作業車両のフロント部分へ掲示し、走行については徐行(時速10km以下)するものとする。
- (8) せん定作業中の倒木等による事故を防止するため、作業に入る前に樹木の点検を行うこと。点検により倒木の恐れがある樹木であることが判明したときは、速やかに甲に報告し、指示を受けること。
- (9) 業務の実施にあたっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第七条第二号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)を現場責任者として配置すること。
- (10) 当該業務の従業員として届け出た者のうち、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する被雇用者(直接的な雇用関係にあるものに限る。)は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正かつ適切にせん定方法等の指導にあたること。

- (11) 業務の実施にあたっては、契約図書の工程表に従って履行すること。樹木等の状態にしたがって計画を変更する場合や天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、甲・乙協議の上、実施計画書を変更するものとする。また、作業実施日については、予め連絡し甲の承認を得ること。
- (12) この仕様書のほか、広島市のホームページのトップページの「事業者」→「その他」→「公園緑地等維持管理標準仕様書」からダウンロードできる「公園緑地等維持管理標準仕様書(平成31年1月改訂)(平成23年1月制定)広島市都市整備局緑化推進部」に準拠し業務を実施するものとする。
- (13) 次に掲げる事項については、本業務の範囲内とする。
 ア 廃棄物の運搬及び処分等
 イ 通行者及び車両の誘導等
 ウ 清掃等
- (14) 除草及び剪定作業において機器を取扱う作業は、安全衛生教育等を受講したものが行うなど業務が安全に履行されるように適切に管理を行うこと。
- (15) せん定作業中においては、造園技能士又は街路樹剪定士であることが確認できるよう名札等を着用するものとする。

7 報告事項等

- (1) 乙は、あらかじめ甲に対し現場責任者及び従業員の氏名を報告すること。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
 従業員等の資格等の情報も記載するとともに、責任者については、「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類として、健康保険被保険者証の写しにより行うものとする。

番号	証明書類	雇用開始の認定日	摘要
①	健康保険被保険者証又は国民健康保険組合の国民健康保険者証(所属している建設業者名が記載されているもの)の写し	交付日*	市区町村所管の国民健康保険証は該当しません。
②	①の加入手続き中の場合 社会保険被保険者資格取得届(社会保険事務所の受付の印があるもの)の写し	社会保険事務所の受付日(受付印の日付)	健康保険被保険者証交付後、写しを提出してください。
③	国民健康保険組合の国民健康保険被保険者証(所属している建設業者名の記載がないもの)の写し及び健康保険被保険者適用除外承認証の写し	摘要除外承認証の発行日	市区町村所管の国民健康保険証は該当しません。

* 健康保険被保険者証の交付日では要件を満たさない場合には、社会保険被保険者資格取得届の写しにより確認する。ただし、再発行(更新)等で確認時に資格取得年月日と交付日との期間が1年以上の場合には、資格取得年月日をもって、雇用開始の認定日とする。

- (2) 公立大学法人広島市立大学委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、契約締結後すみやかに提出して、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務実施計画書の構成は次によるものとする。
 ア 業務の内容を明記した概要書
 イ 緊急時の連絡体制及び対応方法
 ウ 作業実施予定表
 エ 安全管理を示した書類(安全管理届、安全訓練等の実施計画などを含む。)
 オ 主要機材等を明記した書類
 カ その他関連必要事項を明記した書類

(3) 公立大学法人広島市立大学委託契約約款第 12 条に定める委託業務実施報告書は、翌月の 10 日(3 月分については、3 月 31 日)までに提出し、甲の確認を受けるものとする。なお、報告書の構成は次によるものとする。

ア 業務実施報告書

イ 業務写真帳

(ア) A4 版のアルバム製本とし、写真の大きさは、サービス版とする。

(イ) 現場の看板や保安措置、安全訓練等の安全管理に関わるもの

(ウ) 撮影に際しては、『業務委託名・撮影場所・作業名・撮影日』などを明記した黒板等を用いるものとする。

(エ) 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は、500 万画素以上の機種を利用し、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば、印刷物のみによる提出とし、昇華型プリンタ、インクジェットプリンタ、レーザープリンタなどの適切な方式を採用すること。

なお、写真(画像)のトリミングや拡大、明るさの補正以外の加工は行わないこと。

(オ) 撮影内容は、次の項目とする。

・作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、『作業前・中・後』について同一の場所から撮影したもの。

8 費用の負担等

(1) 本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、次に掲げる費用については、甲が負担するものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

ア 水道料金及び電気料金

イ 除草剤の費用

(2) 本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、次に掲げる費用については、乙が負担するものとする。

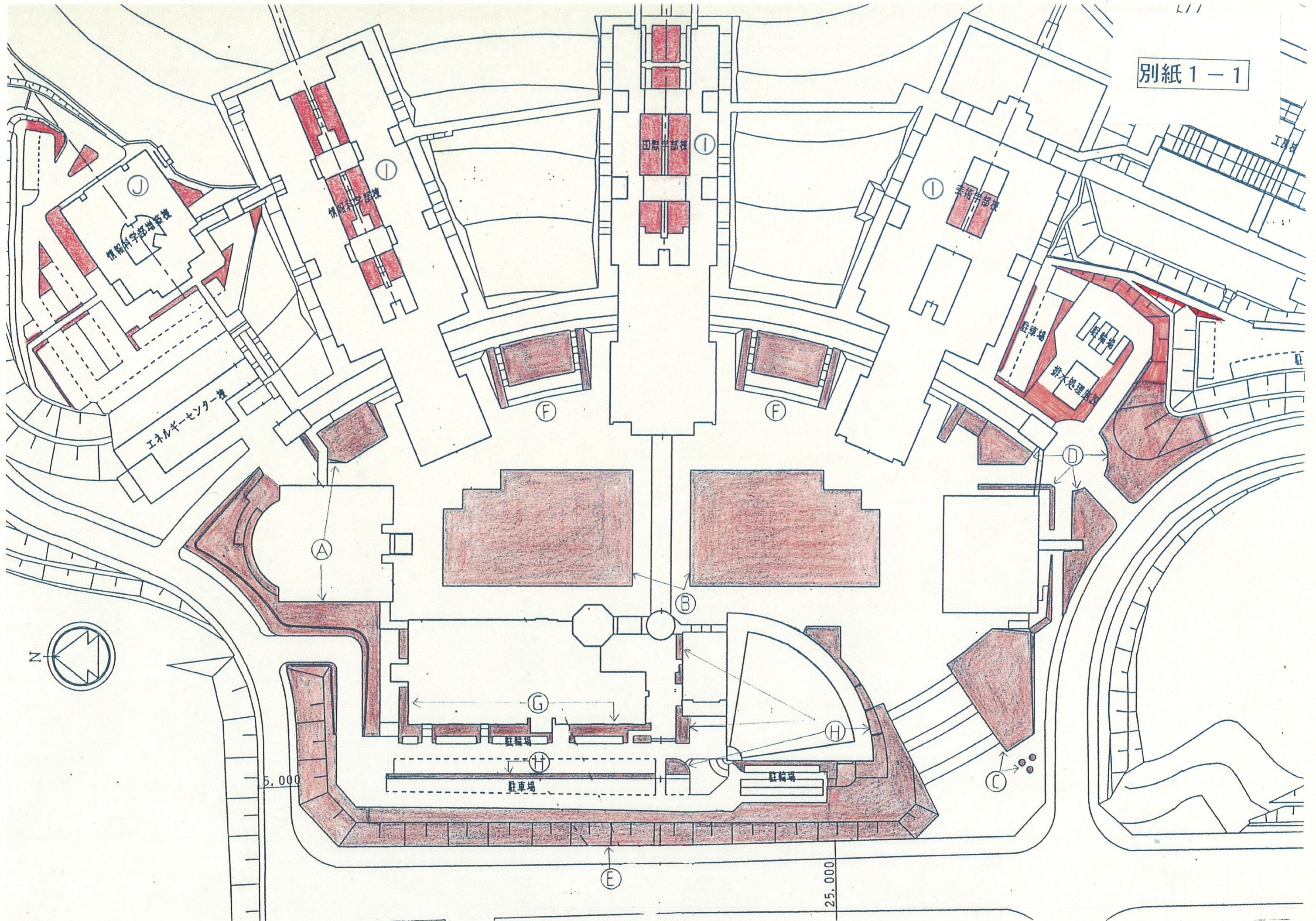
ア 薬品、肥料及び消耗品費等


イ 機器類の損料

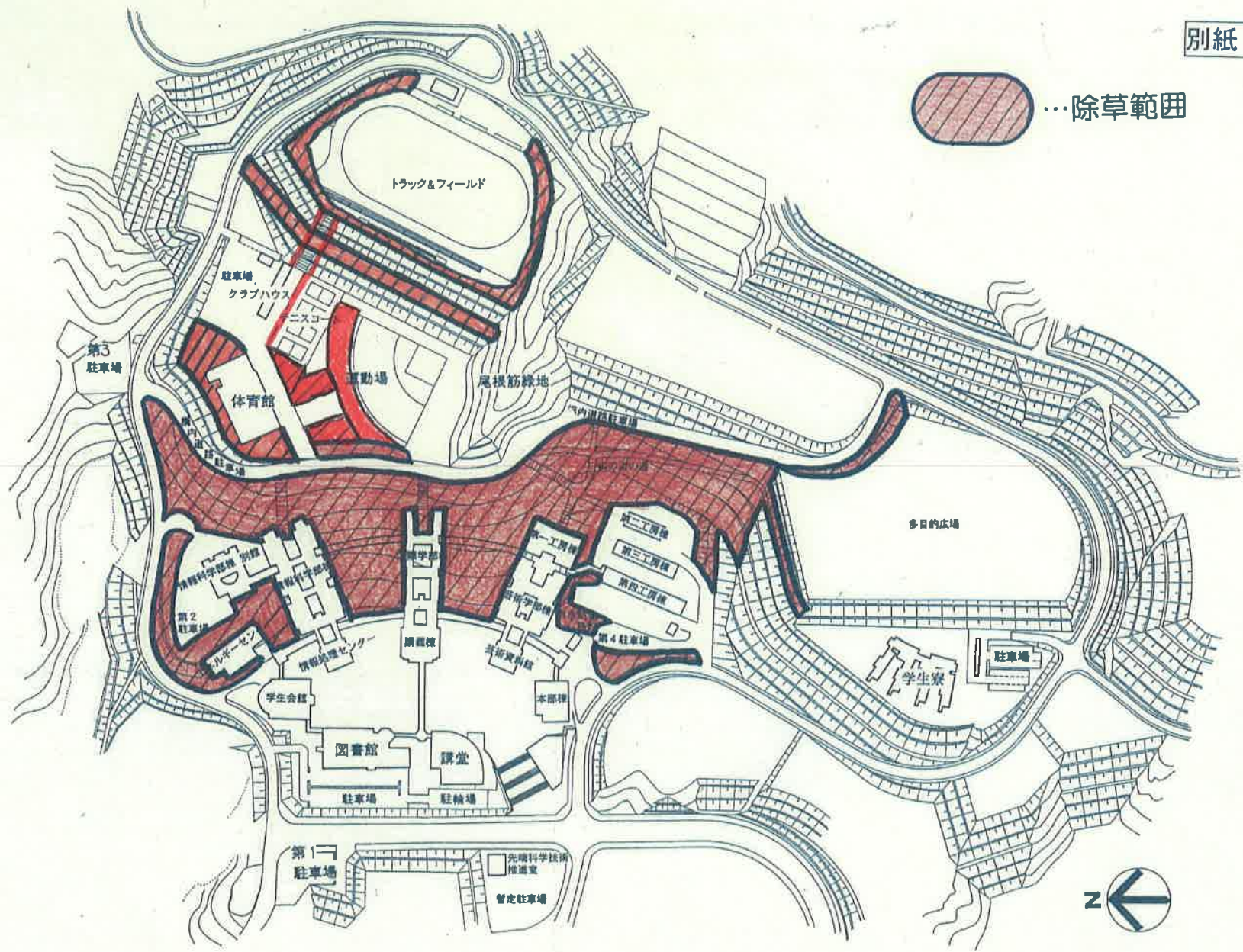
9 その他

(1) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

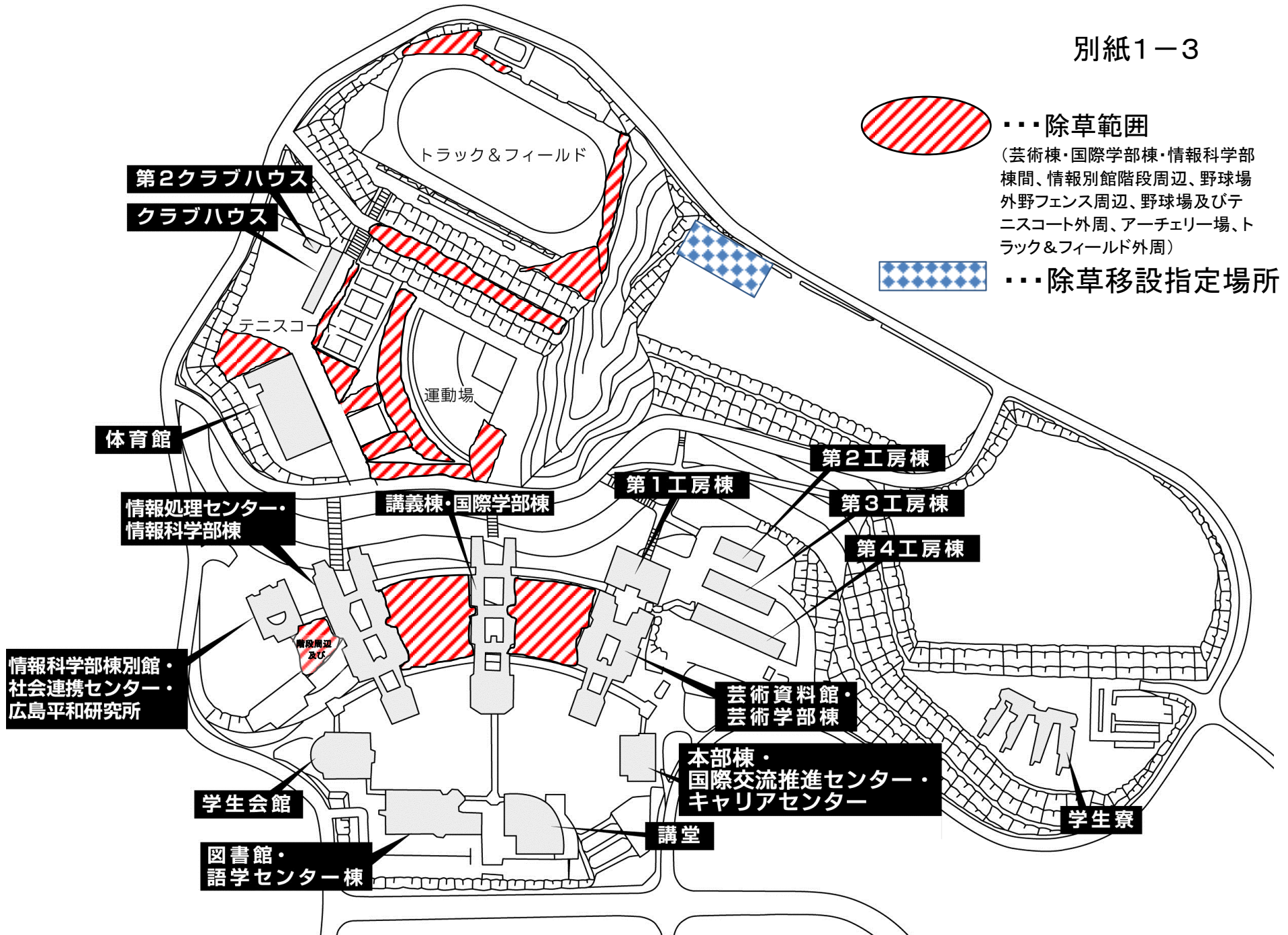
(2) 除草剤散布用機器(噴霧器)は甲が貸与するものとする。



 ...除草範囲



別紙1-3



区分	場所	樹種	対象	規格			単位	数量	回数
				樹高	幹周	枝張			
剪定	(A)学生会館棟周辺部	高木	ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1	1
			コブシ	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	2	1
			シラカシ	4.5	0.3	1.5	本	2	1
		中木				本	31	1	
	低木	つつじ類				株	455	2	
		その他				株	65	1	
	(B)エントランスプラザ部	高木	イチョウ	10.0	1.0	4.0	本	14	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
	(C)エントランス部	高木	ケヤキ(大)	10.0			本	1	1
			コブシ(特大)	8.0	0.7		本	2	1
			ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	3	1
			コブシ(大)	5.0	0.4		本	1	1
			ヤマモモ	4.5	0.5	1.5	本	4	1
			ハクモクレン	3.5	0.18	1.5	本	2	1
		中木				本	21	1	
	低木	つつじ類				株	1,635	2	
		その他				株	720	1	
	(D)本部棟周辺部	高木	ケヤキ	7.0	0.6	4.0	本	1	1
			ウメ	2.5	0.4		本	1	1
			ウメ	4.0	0.7		本	1	1
			クロガネモチ	6.5	0.8	2.5	本	3	1
			クロガネモチ	3.5	0.2	1.0	本	3	1
			ヤマザクラ	6.0	0.5		本	3	1
			ナンキンハゼ	4.0	0.21	1.2	本	5	1
			ハクモクレン	3.5	0.18	1.5	本	1	1
			イロハモミジ	3.5	0.21	1.8	本	3	1
			ナツツバキ	3.5	0.21		本	4	1
			ウメ	3.0	0.6		本	1	1
			もみじ	5.0	0.4	3.0	本	1	1
		中木				本	70	1	
	低木	つつじ類				株	1,025	2	
		その他				株	445	1	
	(E)道路法面部	中木				本	111	1	
		低木	つつじ類				株	2,860	2
	その他					株	5,930	1	
	(F)コリドール部	中木				本	85	1	
		低木	その他			株	1,280	1	
	(G)図書館・語学センター棟周辺部	低木	つつじ類				株	360	2
			その他				株	1,392	1
	(H)講堂及び駐車場周辺部	高木	アカバナチノキ	5.0	0.3	1.8	本	2	1
			ムサシノケヤキ	5.0	0.3	3.0	本	1	1
			ヤマモモ(株立)	4.5	0.8		本	1	1
ヤマモモ(株立)			3.5	0.4		本	2	1	
ヤマモモ			3.5	0.3	1.2	本	2	1	
イチョウ			4.5	0.3	1.8	本	15	1	
シダレザクラ		3.5	0.21		本	5	1		
低木	シャリンバイ				株	1,515	1		
	ユキヤナギ				株	380	1		
	クラブハウス〜トラック&フィールド間階段	低木	アベリア			株	1,154	1	
芝刈り込み・除草	(B)エントランスプラザ部	芝				m ²	3,881	8	
	(C)エントランス部					m ²	111	2	
	(H)講堂及び駐車場周辺部					m ²	425	2	
薬剤散布	選択制除草剤散布(Bのみ)	芝				m ²	3,881	3	
除草	別紙1-1(⑥、⑧、⑨、⑩を除く)	雑草				m ²	1,970	2	
	別紙1-2	クズ草等の雑草				m ²	25,400	1	
	別紙1-3	クズ草等の雑草				m ²	5,400	1	
病虫害駆除	(A)~(H)	高木				本	91	2	
		中木				本	318	2	
		低木				株	18,062	2	
		芝				m ²	5,721	2	
		地被類				m ²	1,597	2	
施肥	(A)、(B)、(C)~(H)	高木				本	91	1	
		中木	油粕			本	318	1	
		低木	油粕			株	18,062	1	
	(B)	芝	粒上芝生用肥料、サッチ除去			m ²	3,881	2	
巡回管理	(A)学生会館棟周辺部	地被類				m ²	277	2	
	(C)エントランス部	地被類				m ²	134	2	
	(D)本部棟周辺部	地被類				m ²	173	2	
	(E)道路法面部	地被類				m ²	253	2	
	(F)コリドール部	地被類				m ²	660	2	
	(H)講堂及び駐車場周辺部	地被類				m ²	100	2	

工 程 表

区分	種 別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
剪定	高 木 (1回)				←————→							この工程表は目安であり、時期については、広島市立大学の担当者と協議のうえ決定する。
	中 木 (1回)		←————→									
	低 木 [つつじ類] (2回)		←————→		(整枝)		←————→					
	低 木 [アベリア] (1回)		←————→									
	低 木 [その他] (1回)		←————→									
芝生 刈り込み等	芝 生 [別紙1-1B] (8回)	○	②	○	○	○	○				○	
	除草剤散布 [別紙1-1B] (3回)	○				○					○	
	芝 生 [その他] (2回)				○						○	
除草	構 内 (1~2回)		←————→					←————→				
病虫害駆除 薬剤散布	高 木 (2回)		←————→				←————→					
	中 木 (2回)		←————→				←————→					
	低 木 (2回)		←————→				←————→					
	芝 生 (2回)		←————→				←————→					
	地 被 類 (2回)		←————→				←————→					
施肥	高 木 (1回)							←————→				
	中 木 (1回)							←————→				
	低 木 (1回)							←————→				
	芝 生 (2回)		←————→					←————→				
巡回管理	地 被 類 (3回)			←————→					←————→			

